

宮城県私立高等学校等学び直し支援金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号。以下「法」という。)第2条に規定する高等学校等(以下「高等学校等」という。)を中途退学した後、再び県内の私立の高等学校等で学び直す生徒等の高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図るため、高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱(平成26年4月1日付け文部科学大臣決定)及び高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)の取扱いについて(平成26年4月1日付け)に基づき、学校設置者が行う授業料債権の弁済に要する経費に対し、予算の範囲内で、補助金等交付規則(昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。)及びこの要綱により宮城県私立高等学校等学び直し支援金(以下「学び直し支援金」という。)を交付する。

(支給の対象及び支給額)

第2 学び直し支援金の支給の対象となる者(以下「支給対象者」という。)は、宮城県私立高等学校等就学支援金の対象校に在学している者のうち、次の各号のいずれにも該当する者または、就学支援金制度で定める家計急変世帯要件を満たす者とする。

(1) 日本国内に住所を有する者

(2) 高等学校等(修業年限が3年未満のものを除く。)を卒業又は修了していない者

(3) 法第3条第2項第2号に該当する者

(4) 平成26年4月1日以降に高等学校等に入学した者(高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という。)に係る新制度の対象者(公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第90号)による改正後の法第5条に規定する就学支援金の受給権者であった者又は同法第3条第2項第3号に該当することにより就学支援金の受給資格の認定を受けなかった者(同号に該当することを予測し、就学支援金の受給資格の認定を申請しなかった者を含む。)をいう。)であった者に限る。))

(5) 高等学校等を退学したことのある者

(6) 学び直し支援金の支給を受けた期間が通算して12月(高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令(平成22年政令第112号。以下「令」という。)第2条第1項第1号に規定する高等学校等定時制課程等にあつては24月)未満である者

(7) 学び直し支援金を受給しようとする者が、生徒が履修する科目の単位数に応じて授業料の額を定める高等学校等(以下「単位制高等学校等」という。)に入学した者である場合は、当該単位制高等学校等の卒業に必要な単位として当該単位制高等学校等から認定を受けた単位数、当該単位制高等学校等における就学支援金の支給対象単位数及び学び直し支援金の支給対象単位数の合計が74を超えていない者

(8) 保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者(法第3条第2項第3号に規定する

所得制限に該当しない者)

- 2 前項第3号の規定は、法第3条第2項第2号に該当しない者であって、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号）第7条第4項に規定する単位数の合計が74を超える者については適用しない。
- 3 学び直し支援金は、支給対象者がその初日において支給対象高等学校等に在学する月について、月を単位として支給されるものとし、その額は、一月につき、支給対象高等学校等の授業料の月額に相当する額（その額が以下の支給限度額を超える場合にあっては、支給限度額）とする。

	定額授業料の場合	単位制授業料の場合
支給限度額	9,900円/月	4,812円/単位
加算額	14,850円/月	7,218円/単位

- 4 支給対象高等学校等が令第4条第1項に定める高等学校等である支給対象者であって、その保護者の収入の状況に照らして特に当該保護者等の経済的負担を軽減する必要があるものに対して支給される学び直し支援金に係る前項の規定の適用については、同項中「支給限度額」とあるのは、「支給限度額に加算額を加えた額」とする。
- 5 家計急変世帯を満たす支給対象者の支給額は、前項の支給対象者と同様とするが、既に学び直し支援金の支給を受けている場合は、その額との差額に相当する額とする。

（交付の申請）

- 第3 規則第3条第1項の規定による交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日までとする。

（交付の変更）

- 第4 学校設置者は、第3の交付決定の内容を変更しようとするときは、あらかじめ様式第2号による変更承認申請書を知事に提出し、その承認を得なければならない。

（実績報告）

- 第5 規則第12条第1項の規定による実績報告書の様式は、別記様式第3号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日までとする。

（補助金の交付方法）

- 第6 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事が必要と認めたときは、規則第15条ただし書の規定に基づき概算払により交付することがある。
- 2 概算払で交付を受けようとする者は、別記様式第4号による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

（その他）

第7 この要綱に定めるもののほか、学び直し支援金の交付に関し必要な事項は、その都度別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年6月27日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年6月8日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年6月4日から施行し、令和7年4月1日から適用する。
- 2 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間については、第2条第1項第8号の規定は適用しない。
- 3 学び直し支援金の支給を受ける生徒のうち、宮城県私立高等学校等臨時支援金交付要綱（以下「臨時支援金交付要綱」という。）第3条第1項の規定による臨時支援金の支給対象となる期間がある場合には、第2条第3項及び第4項の額に、法第3条第2項第3号の適用を受けずに就学支援金が支給されると仮定した場合に当該期間に支給されることとなる額（以下「学び直し臨時措置」という。）を加えた額を、第2条第3項及び第4項に規定するに規定する学び直し支援金の額とする。
- 4 学び直し臨時措置の支給対象となる期間がある支給対象者には、臨時支援金交付要綱第3条第1項に規定する臨時支援金は支給しないものとする。

様式第 1 号（第 3 条関係）

文 書 番 号
令和 年 月 日

宮城県知事 殿

法人等所在地
法 人 等 名
代 表 者 名

令和 年度宮城県私立高等学校等学び直し支援金交付申請書

このことについて、下記のとおり交付されるよう、宮城県私立高等学校等学び直し支援金交付要綱第 3 の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付対象期間 令和 年 月 ～ 令和 年 月
2 交付申請額 円
(※内訳は、別紙のとおり)

〔担当者所属： 〕
〔担当者氏名： 〕
〔電 話 番 号： 〕
〔電子メール： 〕

文 書 番 号
令和 年 月 日

宮城県知事 殿

法人等所在地
法 人 等 名
代 表 者 名

令和 年度宮城県私立高等学校等学び直し支援金変更交付申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた令和 年度私立高等学校等学び直し支援金について、下記のとおり変更して下さるよう、私立高等学校等学び直し支援金交付要綱第 4 の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- | | | |
|--------------|-----------------|--------------|
| 1 交付対象期間 | 令和 年 月 ~ 令和 年 月 | |
| 2 既交付決定額 | _____円 | |
| 3 変更交付申請額 | _____円 | (※内訳は別紙のとおり) |
| 4 差額 (3 - 2) | _____円 | |

[担当者所属 :]
[担当者氏名 :]
[電 話 番 号 :]
[電子メール :]

文 書 番 号
令和 年 月 日

宮城県知事 殿

法人等所在地
法 人 等 名
代 表 者 名

令和 年度宮城県私立高等学校等学び直し支援金に係る実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた令和 年度私立高等学校等学び直し支援金の実績について、私立高等学校等学び直し支援金交付要綱第5の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- | | |
|---------------------|--------------------|
| 1 交付対象期間 | 令和 年 月 ～ 令和 年 月 |
| 2 交付決定額 | _____円 |
| 3 実績額 | _____円（※内訳は別紙のとおり） |
| 4 不用額（2－3）
（不足額） | _____円 |

〔担当者所属： 〕
〔担当者氏名： 〕
〔電話番号： 〕
〔電子メール： 〕

文 書 番 号
令和 年 月 日

宮城県知事 殿

法人等所在地
法 人 等 名
代 表 者 名

令和 年度宮城県私立高等学校等学び直し支援金概算払請求書

令和 年度宮城県私立高等学校等学び直し支援金県の交付を受けたいので、下記のとおり請求します。

記

1 概算払が必要な理由

2 請求金額 一金 円

ただし、令和 年 月 日付け宮城県（私公）指令第 号に基づく学び直し支援金として

（内訳）学校名 ① （ ） 円
② （ ） 円

口座振替

交付決定額		
内 訳	既受領額	
	今回請求額	
	残 額	

銀行名	
預金種類	
口座番号	
ふりがな	
口座名義	

〔担当者所属： 〕
〔担当者氏名： 〕
〔電話番号： 〕
〔電子メール： 〕